

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県条例第35号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種 別	区 分	金 額	種 別	区 分	金 額
1～11 略			1～11 略		
12 運転免許 試験手数料	(1) 略		12 運転免許 試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 ア 道路交通法（以下この表において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 ウ 略	略 1件につき1,900円
	ア 略				
	イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	略			
	ウ 略				
	(2) 略				
ア 略			ア 略		

	<p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p>	略			
	<p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	略			
	<p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 略</p> <p>(6) 略</p>	略			
13 仮運転免許取得者検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法				
	<p>イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 略</p> <p>(6) 略</p>	略	1件につき1,900円		
13 仮運転免許取得者検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法				

	<p>第89条第3項の規定による 検査 ア・イ 略 (2) 普通自動車仮運転免許 を受けている者に対する法 第89条第3項の規定による 検査 ア・イ 略</p>		<p>第89条第2項の規定による 検査 ア・イ 略 (2) 普通自動車仮運転免許 を受けている者に対する法 第89条第2項の規定による 検査 ア・イ 略</p>	
14～31 略		14～31 略		
備考 略		備考 略		

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。